

情報通信審議会 情報通信技術分科会
航空・海上無線通信委員会報告
概要

「航空無線通信の技術的諸問題」のうち
「国際民間航空条約第10附属書改訂の国内の技術基準への反映」

令和2年9月
航空・海上無線通信委員会

国際民間航空条約第10附属書改訂の国内の技術基準への反映

検討背景

航空・海上無線通信委員会は、電気通信技術審議会諮問第10号「航空無線通信の技術的諸問題について」（昭和60年4月23日）を所掌しており、今般、国際民間航空条約第10附属書改訂が行われたことに伴い、国内の技術基準を整備する上での問題点及び対策について検討を行ったもの。

～国際民間航空機関（ICAO）とは～

国際民間航空条約（シカゴ条約：1944年）に基づき、国際民間航空の安全かつ整然とした発達及び国際航空運送業務の健全かつ経済的な運営を目的として、1947年にモントリオール（カナダ・ケベック州）を本部所在地として設立された国連の専門機関。日本は1953年に加盟。世界193国が加盟。（2020年7月時点）

～ICAO条約第10附属書（ANNEX10）改訂の経緯～

- ・ICAOの国際標準及び推奨手順を示すものであり、条約の附属書として規定。附属書には、各分野ごとANNEX 1～18があり、航空通信はANNEX10に規定。
- ・ANNEX 10のうち、電波の質に関する技術的条件について改訂された場合、情報通信審議会にその技術的条件について諮問を行い、必要に応じて電波法関係規定の整備を行ってきたところである。

国際民間航空条約第10附属書改訂の国内の技術基準への反映

検討結果

国際民間航空条約第10附属書改訂の概要	電波法関係規定への適用
<p><u>第I巻（無線航法援助施設）</u></p> <p>・<u>ILS ※の有効範囲の変更</u></p> <p>ILSの国際標準・勧告方式のうち、「カテゴリ（Category）」を「施設のパフォーマンスカテゴリ（Facility Performance Category）」に用語統一することに伴い、国際標準・勧告方式間で異なるILSの有効範囲の基準（ローカライザの電界強度を維持する高さ。）を、30m（決心高200フィート(60m)の半分）に統一するもの。</p>	<p>本変更によって機器の変更や追加の飛行検査を要するものではなく、また、ILS有効範囲の統一に資するものであることから、国内の電波法関係規定に適用することが適当である。</p>
<p><u>第III巻（第II部 音声通信システム）</u></p> <p>・<u>航空移動業務用無線電話局の選択呼出装置の信号の追加</u></p> <p>コックピット内の誤ったSELCAL（選択呼び出し）表示の発生率を減らすため、SELCALコードに新しい信号（Red T～Red 9）を追加するもの。</p>	<p>安全な航行に資するものであり、国内の電波法関係規定に適用することが適当である。</p>

※ILS Instrument Landing System:計器着陸装置